

群馬大学医学部保健学科カリキュラム検討委員会規程

令和 5.11.28 制定

(設 置)

第1条 群馬大学医学部保健学科のカリキュラムの在り方を検討するため、群馬大学医学部保健学科カリキュラム検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 保健学科のカリキュラムの策定、点検及び改善に関すること。
- (2) その他カリキュラムに関する必要事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学科長
- (2) 保健学科の各専攻から選出された教員
- (3) その他委員長が必要と認めた教員 若干人

(任 期)

第4条 前条第2号から第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第8条 委員会に、具体的な事項を検討させるため、ワーキンググループを置くことができる。

(会議の報告)

第9条 委員長は、会議の審議結果を保健学科会議に報告するものとする。

(事 務)

第10条 委員会の事務は、学務課において処理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、保健学科会議の議を経て、保健学科長が行う。

附 則

1 この規程は、令和5年11月28日から施行する。

- 2 この規程施行後，最初に指名される第3条第2号から第3号の委員の任期は，第4条第1項の規定にかかわらず，令和7年3月31日までとする。